

※処理事項	発行年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-----	----	------	------

受付印

令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎 の修正・更正 決定・再算 による。	申告年月日 年 月 日
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな) 法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等	
(ふりがな) 代表者名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	兆 十億 百万 千 円	
(ふりがな) 代表者名	期末現在の 資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

業 税	摘要	課税標準	税率(100)	税 額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額	兆 十億 百万 千 円	
所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				①		
	所得金額総額 別表5③	28			①		
	年400万円以下の金額	29	000	00	②		
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	30	000	00	③		
	年800万円を超える 金額	31	000	00	④		
	計 29+30+31	32	000	00	⑤	000	
	軽減税率不適用法人 の金額	33	000	00	⑥	000	
	付加価値額総額	34			⑦		
	付加価値額	35	000	00	⑧		
	資本割	資本金等の額総額	36			⑨	
資本金等の額	37	000	00	⑩			
収入割	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				⑪		
	収入金額総額	38			⑫		
収入金額	39	000	00	⑬	00		
所得割	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				⑭		
	所得金額総額 別表5③	40			⑮	00	
	所得金額	41	000	00	⑯		
	付加価値額総額	42			⑰		
	付加価値額	43	000	00	⑱	00	
	資本割	資本金等の額総額	44			⑲	
	資本金等の額	45	000	00	⑳	00	
	収入割	収入金額総額	46			㉑	
	収入金額	47	000	00	㉒	00	
	資本割	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				㉓	
付加価値額総額		48			㉔		
付加価値額		49	000	00	㉕		
資本割		資本金等の額総額	50			㉖	
資本金等の額		51	000	00	㉗		
収入割		収入金額総額	52			㉘	
収入金額		53	000	00	㉙		
合計事業税額(22又は23)+35+37+39+41+43+45+47+49+51+53		54			54	00	
事業税の特定 寄附金税額控除額		55			55		
差引事業税額 54-55-56		57	00	00	57	00	
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	59			60	00		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))	61			61			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	62			62			
還 付 請 求	中間納付額	63		63			

(道府県民税)

(第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙一」

署名
税理士

(電話)

第六号様式(その3)

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙一」

署名
税理士

(電話)

(特別法人事業税)

		事業年度	・	・	法人名																			
(事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	77	兆	十億	百万	千	円	00											
	所得割	64	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	65	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (77×/100)	78	兆	十億	百万	千	円	00
	資本割	66	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	67	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	79	兆	十億	百万	千	円	00
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					同上に対する特別法人事業税額 (79×/100)	80	兆	十億	百万	千	円	00											
	所得割	68	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	69	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	81	兆	十億	百万	千	円	00
	資本割	70	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	71	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (81×/100)	82	兆	十億	百万	千	円	00
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	83	兆	十億	百万	千	円	00											
						同上に対する特別法人事業税額 (83×/100)	84	兆	十億	百万	千	円	00											
	資本割	73	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	74	兆	十億	百万	千	円	00	合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)	85	兆	十億	百万	千	円	00
	⑩のうち見込納付額	75	兆	十億	百万	千	円		差引	76	兆	十億	百万	千	円		仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	86	兆	十億	百万	千	円	
	(以下は斜線部分)					差引特別法人事業税額 (85-86)	87	兆	十億	百万	千	円	00											
						既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	88	兆	十億	百万	千	円	00											
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額						89	兆	十億	百万	千	円													
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (87-88-89)						90	兆	十億	百万	千	円	00												
⑩のうち見込納付額						91	兆	十億	百万	千	円													
差引	92	兆	十億	百万	千	円		差引 (90-91)	92	兆	十億	百万	千	円										

(事業税) ⑩の内訳